

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター
平成29年度 第1回適正化事業諮問委員会 議事録

1 日 時

平成29年6月20日（火） 午前10時00分～午前11時15分

2 場 所

一般財団法人関東貸切バス適正化センター 内

3 報告事項

一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会の委員の任命に係る認可について

4 議 題

第1号議案 委員長の互選について

第2号議案 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の制定について

第3号議案 平成29年度事業計画、収支予算及び資金計画について

第4号議案 平成29年度負担金の額及び徴収方法について

第5号議案 独立行政法人自動車事故対策機構及び地方バス協会に
巡回指導業務の一部を委託する契約について

5 出席者 委員総数5名 出席委員5名

岩倉委員、大島委員、小野委員、川中子委員、青山委員

理事2名

鷹箸理事長、島田理事

オブザーバー3名

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 鳥居課長

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 青木課長補佐

関東運輸局自動車監査指導部 三上次席自動車監査官

事務局2名

小倉総務担当首席、大柴総務担当職員

6 会議の概要

(1) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

委員長が選出されるまでの間、鷹箸理事長が議長代行を務めることを承認。

本諮問委員会は、適正化事業諮問委員会規程第6条の定足数を満たしていることにより成立。

議事録署名人として、岩倉委員及び大島委員を全員一致により選出。

(2) 議案の審議状況及び議決結果

(報告事項)

- ・ 一般貸切自動車運送適正化事業諮問委員会の委員の任命に係る認可について
議長の求めに応じ、事務局から配布資料に基づき一般貸切自動車運送適正化事業諮問委員会の委員の任命に係る認可について報告。

(決議事項)

第1号議案 委員長の互選について

適正化事業諮問委員会規程第2条の規定に基づき、委員の互選により委員長を選出し、諮問委員会の議長は委員長がこれにあたることになる旨の説明を行うとともに委員長互選の提案を行い、岩倉委員を全員一致で委員長に選出。

以降、諮問委員会の議長は、適正化事業諮問委員会規程第3条の規定に基づき、委員長がこれにあたる。

議長の求めに応じ、事務局から、平成29年6月15日付けで鷹箸理事長より提出のあった諮問書の内容（第2号議案以下）について説明。

第2号議案 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の制定について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の13に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の制定について、配布資料に基づき説明。審議の結果、全員一致で承認。

第3号議案 平成29年度事業計画、収支予算及び資金計画について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の14に規定する平成29年度事業計画、収支予算及び資金計画について、配布資料に基づき説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

（青山委員）バス協会に巡回指導を委託するとあるが、どのような者が指導を行うのか。

(事務局) 適正化事業指導員は、道路運送法施行規則第34条の4第1項に基づき、センターが指導員を選任することとしており、国から発出された業務の一部を委託する場合の留意事項に係る通達において、適正化事業指導員は、国の行う自動車運送事業の監査に係る実務経験者又は自動車監査業務研修を聴講した者若しくは巡回指導の実施方法等についての研修を受講した者とされている。

(青山委員) 事業計画書に記載の巡回指導件数については、対象となる貸切バス事業者の全営業所数か。

(事務局) バス協会に非加盟の約1,000の営業所を対象としており事業計画書に記載の数字は、月ごとの巡回指導の実施を可能とする日数であり、全ての営業所数を記載しているものではない。平成29年度は指導員の数も少ないことから、巡回指導は一部の事業者に限られ、全ての営業所へ毎年の巡回指導の実施を可能とするまでには、概ね5年程度の期間を要することを見込んでいる。

(岩倉議長) 指導員の増員計画に伴い、今後の予算計画はどのようなものか。

(事務局) 指導員の増員分の人件費も含め、毎年の事業費に応じた額にて負担金を算出及び請求することから、指導員の増員に比例して負担金も増額することを想定している。

(鷹箸理事長) 今年度の事業費は、約7800万で試算しているが、今後、全営業所を1年で巡回する指導員の体制となると、2億円を超える試算となり、これを賄うために負担金も増額することとなる。

(大島委員) 現在、埼玉県バス協会では、2組4名の指導員で事業者を巡回している。今後、適正化センターで非加盟の事業者へ巡回指導を実施することとなるが、協会の巡回頻度と比べて差が生じることを懸念するが、如何に考えているか。また、協会に対し、巡回指導についての計画や指示などは示されるのか。また、コンサルティング事業として実施してきたバス協会会員事業者への巡回指導については、今後も継続して問題ないか。

(三上次席) 今後、巡回指導方針等を示した通達を発出する予定でいるが、巡回指導計画の策定等を目的として、毎月、関東運輸局とセンターで調整会議を開催する予定であり、同会議での調整事項等については、適時、センターからバス協会へ情報提供を行

うとともに、必要な調整を行っていただくこととなる。

(鳥居課長) 従前からバス協会にて実施しているコンサルティング事業に関しては、センターからの委託業務である適正化事業としての巡回指導とは別枠で実施していただくこととなる。

審議の結果、全員一致で承認。

第4号議案 平成29年度負担金の額及び徴収方法について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の15第3項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する平成29年度負担金の額及び徴収方法について、配布資料により説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

(青山委員) 非加盟の事業者は、負担金を納付することと、バス協会に加盟し、協会費を納めることとでは、どちらが有利なのか。

(大島委員) 協会ごとに費用等は異なることから、事業者ごとに個別の判断になろうかと思料する。

(青山委員) 貸切バス事業者安全性評価認定を受ける事業者が増えているが、認定を受けることによるインセンティブ等はあるのか。

(鳥居課長) 巡回指導の結果、貸切バス事業者安全性評価認定及び運輸安全マネジメント評価等の状況を勘案し、優良であると認められる事業者に対しては、最大で2年間を上限として巡回指導の頻度を軽減する措置を講ずることができることとしている。なお、評価基準が緩和される等の措置はなく、認定事業者であっても適正な指導を行うこととしている。

(川中子委員) 負担金の単価について、どのように算出したのか。

(事務局) 国からの通達を基に、営業所数と車両数を併用した数による算出方法を採用し、その按分割合について、巡回指導業務は営業所単位で行うものであること、1営業所における車両数の多寡により調査時間に差が出るということという2つの要素があることを踏まえ、1対1としている。なお、来年度以降は、今年度の検証結果を踏まえ、再度、負担金の算出方法等について検討することとしている。

(大島委員) 今年度は、事業開始の初年度につき実績がないことを鑑みて、本案により負担金を徴収することによってよろしいかと考える。来年度においては、今年度の実績等を検証した上で負担金の額及び徴収方法について検討いただきたい。

審議の結果、全員一致で承認。

第5号議案 独立行政法人自動車事故対策機構及び地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について

議長の求めに応じ、事務局からセンターの巡回指導業務の一部を独立行政法人自動車事故対策機構及び地方バス協会へ委託する契約の締結について、配布資料に基づき説明を行うとともに、各地方バス協会とは事前に契約内容について調整を済ませ、内諾をいただいていることを報告。

本議案に関連して、次の質疑応答があった。

(青山委員) 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）への委託料として、5万円／日は適正な額か。

(鳥居課長) ナスバにおいても、限られた人員の中から本業務を請け負っていただく状況であり、ナスバの通常業務への従事員数の減少割合等を勘案し、最低限必要となる費用にて算出されたもの。なお、本委託料については、国土交通省においても事前に承知している。また、今後は、指導員の増員を図り、十分な巡回指導の実施体制が整えば、ナスバへの業務委託についても、適正な件数に見直すことも必要であると考えている。

(岩倉委員) バス協会への委託料の支払いは生じないのか。

(事務局) バス協会に非加盟の事業者は負担金をセンターに納め、センターがナスバの指導員と一緒に巡回指導を実施することとしており、バス協会は会費の中で指導員を雇って会員に対して巡回指導を行うこととしていることから、バス協会に対する委託料の支払いは生じない。

審議の結果、全員一致で承認。

議長の求めに応じ、事務局から、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案に係る答申書（案）の内容について説明。

以上をもって、議案の審議等を終了し、諮問委員会を閉会。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成29年8月29日

議事録署名人 議 長 岩 倉 成 志

議事録署名人 大 島 栄 植